

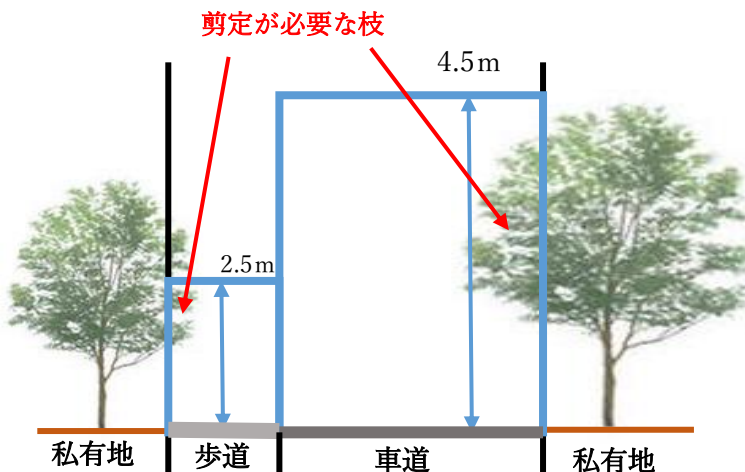
沿道の土地所有者のみなさまへ

樹木などの適正な管理をお願いします。



道路に樹木の枝が、張出していると、車や歩行者の通行の支障となるだけでなく、道路標識やカーブミラーなどが見えにくくなり、交通事故を引き起こす原因になります。特に倒木などは、大事故に繋がることもあります。事故などが発生した場合、被害者から土地所有者へ損害賠償を請求されることもあります。(民法第717条)

私有地の樹木などは、土地所有者の所有物になりますので、緊急時を除き、市で剪定や伐採を行うことはできません。(民法第233条)



【建築限界とは】

道路上の安全な通行を確保するため、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルの範囲に通行の障害となるものを置いてはならないとしています。(道路法第30条、道路構造令第12条)

※車道の路端の上空3.8メートル。

※左図の青線でかこまれた範囲が建築限界です。

(※注意)

樹木などの剪定・伐採作業をされる時は、通行車両や自転車または歩行者の安全確保と伐採枝の落下防止やはしごなどからの転落防止などに十分に注意してください。また樹木などの枝の近くに電線や電話線がある場合は、事前に九州電力またはNTTにご連絡ください。

(問合せ先) 鹿児島市 道路管理課 指導係

〒892-8677 鹿児島市山下町 11 番 1 号 TEL : 099-216-1355 E-mail : dkan-shido@city.kagoshima.lg.jp